

事故・不祥事等に関する報告書（第●報）

年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

法人等の名称

代表者の氏名

連絡先：担当者名
電話番号

(施設名) で発生した事故・不祥事等について、次のとおり報告します。

報告区分	事故／不祥事／指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案／
概要	(記載例) ・利用者の骨折 ・施設周辺における不審者の存在
発生（認知）年月日	●年●月●日 ●時●分
発生（認知）場所、発生（認知）の状況	(事故の記載例) ・場所：施設の坂道 状況：利用者が石につまずいて転倒し、頭を地面にぶつける（発生時間は△時ごろと推測）。他の利用者が発見し管理事務所に来所、●時●分報告いただいた。作業員が対応。 (指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案の記載例) ・場所：施設正門 状況：●日前から不審者が施設周辺を徘徊していると、住民から●時●分、事務室へ電話があった。電話は事務職員が対応。
発生（認知）時の対応及び帰責事由の有無	<発生時の対応> 時系列で記載する。 <帰責事由の有無> 有・無 (有または無と判断した理由：)
発生（認知）後の対応（関係機関への連絡、利用者等関係者への説明、策定した再発防止策の内容、役職員等団体内の周知状況等）	(第1報後、追記し、後日報告することで可)
現在の状況（関係機関との連絡調整、紛争継続の有無、施設賠償責任保険の適用、今後のスケジュール等）	(第1報後、追記し、後日報告することで可)

- ・事故：事故に該当するか否かは、施設の特性や発生時の状況等を踏まえて、指定管理者又は施設所管課が判断する。
- ・不祥事：懲戒処分 の指針の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったものとする。
- ・指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案：①犯罪予告、脅迫又は不当な要求、②指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうる不審者・不審物等とし、指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうるか否かは、指定管理者又は施設所管課が判断する。